

上士幌町町有林オフセット・クレジット（J-VER）販売要領

（趣旨）

第1条 本要領は、上士幌町（以下「町」という。）が、環境省のオフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく、上士幌町有林間伐促進プロジェクト（次世代に引き継ぐ豊かな森づくりプロジェクト）で取得したオフセット・クレジット（J-VER）（以下「町有林J-VER」という。）をカーボン・オフセットに取り組む事業者、団体等に販売することに関して必要な事項を定める。

（購入者の募集）

第2条 町有林J-VERの購入者（以下「購入者」という。）の募集は、町ホームページ等により行うものとする。

2 町有林J-VERの販売は、町が保有する数量の範囲内で行うものとし、町ホームページに販売できる数量を公表するものとする。

（販売数量、販売予定単価）

第3条 町有林J-VERの最低販売数量は、1トン（t-CO₂）とし、1トン（t-CO₂）単位で販売するものとする。

2 町有林J-VERの販売予定単価は、別に定める。

（販売開始日）

第4条 町有林J-VERの販売開始日は、本要領の施行日とする。

（購入の申込み）

第5条 町有林J-VERの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、申請書類（様式第1号から様式第3号まで）を持参、郵送または電子メールのいずれかの方法により、町に提出するものとする。

2 前項に掲げる規定は、次に掲げる事業者、団体等を対象外とする。

（1）暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある事業者、団体等

（2）町税その他の租税の滞納がある事業者、団体等

（3）その他、本事業の適正な実施ができないと認められる事業者、団体等

3 町は第1項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、町有林J-VERの使用に必要な範囲において、資料の提出を求めることができるものとする。

（購入者の決定）

第6条 町は、前条の規定による申込があった場合は、内容を審査の上、町有林J-VERの購入者を決定するものとする。

2 町は、購入の適否について、購入希望者に書面により通知するものとする。

（契約書の作成）

第7条 町は、前条第1項の規定により購入者を決定したときは、契約書を作成し、契約を締結するものとする。ただし、上士幌町財務規則（昭和61年規則第2号。以下「財務規則」という。）第109条の規定に該当する場合はこの限りではない。

2 町は、前項ただし書きの規定により、契約書の作成を省略する場合は、請書を徴す

るものとする。ただし、財務規則第 110 条及び上士幌町財務規則の運用について（通達）（平成 10 年 6 月 30 日制定）第 110 条（請書等の徴取）関係の規定に該当する場合はこの限りではない。

（売買代金の納付）

第 8 条 購入者は、町有林 J-V E R の売買代金を町が別に定める期日までに町が発行する納入通知書により納入するものとする。

（町有林 J-V E R の移転）

第 9 条 町は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、環境省が管理するオフセット・クレジット登録簿システムにおいて、町の保有口座から購入者が指定する保有口座へ購入した町有林 J-V E R の移転を行うものとする。

2 購入者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合は、町がオフセット・クレジット（J-V E R）の無効化を行うことができるものとする。

（協議）

第 10 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

（所管）

第 11 条 この要領に関する事務は、ゼロカーボン推進課で所管するものとする。

（その他）

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。